- ライフプランニングと資金計画 -

第3編

FPとコンプライアンス

目 次

[1-1] ライフプランニングと資金計画

第3編 FPとコンプライアンス

第1章 FPと関連業法	
1.税理士法	· ** *
2. 弁護士法	· ** *
3. 司法書士法	
4. 社会保険労務士法	· * **
5. 保険業法	· **
6. 宅地建物取引業法	
7.著作権法	★
8. 金融商品取引法(投資助言・代理業)	· ***
9.金融サービスの提供に関する法律(旧:金融商品販売法)	
(1)顧客の保護に関する規定	
(2)金融サービス仲介業	
10. 消費者契約法	
11. 特定商取引法	
(1) クーリング・オフのチェックポイント	
(2)消費者保護のための規制	
(3)訪問購入の規制	
12. 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)	★
(1) 個人情報とは	
(2) 個人情報取扱事業者	
(3) 個人情報取扱事業者の義務等	☆
(4) 個人情報保護委員会	
13. 預金者保護法	
14. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)	
(1) 個人番号カードとは	
(2) 法人番号	
過去問題演習 - 14	

第1章 FPと関連業法

ファイナンシャル・プランニングは、その守備範囲の広さゆえに業務に関連する様々な法律や制度に注意を払う必要がある。ここでは、FPと関連業法という項目で、特定の資格が必要とされる業務との業際や金融分野をはじめとしてFP業務に関連する法令を学習する。

1. 税理士法 ★★★

税理士の業務は税理士法第2条に規定され、租税法令等に基づく申告等について 代理もしくは代行するなどの税務代理行為、<mark>税務書類の作成、税務相談</mark>を掲げてい る。また、同法では、「税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除 くほか、税理士業務を行ってはならない」と定めている。

FPの業務との関係で問題が生じやすいのは、「業として行う税務相談」である。 FPはプランニングに際し、顧客から税に関する相談を受け、何らかの回答を必要 とする場合が数多くあり、この相談行為が税理士の専門領域である「業として行う 税務相談」に抵触するおそれがあるからである。

業として行う税務相談とは、税務相談等を反復継続して行い、または反復継続して行う意思を持って行うことをいい、営利目的の有無や有償無償の別は問わないとされている。また、相談に応ずるとは、相談を受けて意見を述べたり教示したりすることであるが、その内容は具体的な納税義務にかかわるものであり、単に仮定の事例に基づいて計算したりすることは含まれない。また、一般的な税法や税制の解説を行うことなどは、業として行う税務相談には該当しないとされている。

F P が顧客から税務に関する相談を受けた場合、たとえサービスという名目(無 償)であっても、F P は税務代理行為や申告書等の書類作成はもちろん、税務相談 に応じることはできない。一般的な事例に置き換えるか、税理士に依頼して回答を 得るなどして、税理士法に抵触することがないよう十分に注意しなくてはならない。 (注) 印紙税法や登録免許税法などは、税理士業務の対象税目から除かれている。

^{1.} 税理士資格を持たないFPは、有償・無償を問わず、税務書類の作成や申告代理、税 務相談などを行うと税理士法に抵触する。

[・]仮定の事例に基づく計算や、一般的な税法の解説などは税務相談に該当しない。

2. 弁護士法 ★★★

弁護士法では、弁護士または弁護士法人でない者は弁護士業務を行ってはならないと規定している。FP業務の中では、相続や事業承継などに関する相談あるいはプランニングの依頼を受けた場合、弁護士法第72条の「非弁護士による一般の法律事務の取扱い等の禁止」規定に抵触するおそれがある分野といえる。

例えば、遺言書や遺産分割協議書の作成のアドバイスを行うには、具体的、かつ的確な回答が必要であり、そのためには権利、義務などについて法律の適用や解釈が必要となる。弁護士資格を有しない者が報酬を得る目的でこのような業務を行った場合、「非弁護士による一般の法律事務の取扱い等の禁止」規定に抵触するおそれがでてくる。仮に、相続に関する分野が得意であったとしても、具体的な権利、義務などについて単独で法解釈などを伴う具体的なアドバイスなどを行ったような場合は同法に抵触することとなる。必要に応じて弁護士の協力を得るなど十分な注意が必要である。

なお、遺言書の種類や形式、作成上の注意点などの一般的なアドバイスは法令に 抵触することはない。また、顧客からの求めに応じて公正証書遺言の証人となった り、任意後見受任者となっても弁護士法には抵触しない。

3. 司法書士法

司法書士法において、司法書士または司法書士法人でない者は、別段の定めがある場合を除いて、司法書士業務を行ってはならないと定められている。

司法書士の独占業務として知られているのは、<mark>不動産等の権利</mark>に関する<mark>登記の代理業務</mark>であるが、司法書士の業務範囲は次のように幅広いものとなっている。

- ① 不動産の権利に関する登記の申請手続、法人に関する登記の申請手続のほか供 託に関する手続などの代理
- ② 裁判所に提出する訴状や準備書面の作成、検察庁に提出する告訴状の作成、(地方)法務局に提出する登記申請書のほか登記原因証書となる売買契約書の作成など
- ③ (地方)法務局長に対する登記または供託に関する審査請求手続の代理
- ④ 簡易裁判所(訴額140万円以下)における訴訟手続、支払督促手続、民事保全 手続、民事調停手続など簡易裁判所の管轄に属する事件についての代理
- ⑤ 土地の筆界特定手続の代理(土地の評価額が5,600万円以下に限る)

- 1. 弁護士資格を有しない F P が、報酬を得る目的で一般の法律事務を行うと弁護士法に抵触する。
 - ・遺言書の作成指導など個別具体的な法律判断を伴う場合は、弁護士法に抵触する。
 - ・公正証書遺言作成時の証人や任意後見受任者は、公的資格は不要で誰でもなれる。

⑥ 家庭裁判所から選任される成年後見人、不在者財産管理人、破産管財人などの 業務

4. 社会保険労務士法

社会保険労務士は、労働および社会保険に関する申請書等の作成・提出の代行、 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、審査請求、異議申立等の代理・代行など を主な業務としている。また、紛争解決手続代理業務を行える社会保険労務士を特 に特定社会保険労務士という。

社会保険や労働保険にかかる相談やアドバイスなどは社会保険労務士でなくとも行えるが、労働社会保険諸法令に基づく**官公署への届出業務の代行**は社会保険労務士の独占業務であり、社会保険労務士でない者が報酬を得て代行することは社会保険労務士法で禁止されている。

顧客に対して公的年金の受給要件、請求方法、改正内容などを説明したり、<mark>有償で受給見込額を試算したり</mark>しても、社会保険労務士法に抵触することはない。

5. 保険業法 ★★★

FP業務の中で保障に関するプランニングを行う機会は非常に多いといえる。契約中の保険を分析したり、具体的な商品を提示することも多く、その際に保険業法との関連が生じてくる。保険業法は、免許制や専業主義を採用しており、保険募集人の登録を受けていない者は保険の募集や契約の媒介を行うことはできない。

保険業法では、虚偽の説明、重要事項の不説明、告知違反を勧める行為、不当な 乗換募集、特別利益の提供、不当な比較表示などの禁止行為が定められている。

なお、保険募集を目的としない**保険商品の特徴や**保険の必要性、**利用の仕方**などの説明、必要保障額の計算などは誰でも行うことができる。

- 1. 社会保険労務士でない F P が、顧客の年金請求手続きを有償で代行すると社会保険労務士法(社労士法)に抵触する。
 - ・一般的な社会保険の説明や年金額の試算を有償で行っても社労士法に抵触しない。
- 2. 保険募集人登録をしていないFPは、保険の募集や媒介を行うことはできない。
 - ・必要保障額の試算や一般的な保険商品の説明は誰が行っても差し支えない。

6. 宅地建物取引業法

土地や建物の取引を業とするときは宅地建物取引業の免許が必要となる。業とは、不特定多数の人を相手として反復継続して取引を行うことを指し、取引とは次の行為を指す。

- ① 自ら当事者として行う宅地または建物の売買・交換
- ② 他人間の契約を代理して行う宅地または建物の売買・交換・貸借
- ③ 他人の契約を媒介して行う宅地または建物の売買・交換・貸借

自分が所有する宅地または建物を自ら賃貸する場合や建物管理業務については、 宅地建物取引業の免許は不要である。

また、顧客の依頼を受けて登記記録や現地を調査する行為などは宅地や建物の取引ではないため、宅地建物取引業の免許は不要である。

7. 著作権法

著作権は、「思想または感情を創作的に表現した」(著作権法第2条第1項)著作物を、著作者が独占的に支配する権利である。権利の期間は、原則として著作者の死後70年とされる。

著作物といえば映画や音楽、絵画や論文などが思い浮かぶが、勉強会などの講義レジュメ、講演や講義などの口述による著作物、講演会・講義などのビデオ録画・録音、プログラムソフト、新聞・雑誌・書籍等に掲載された文書、データ、図表等も**著作物**である。

他人の著作物を個人的にまたは家庭内など限られた範囲でコピーする場合には、「**私的使用目的**」として著作権法で認められている。しかし、**不特定多数**の者が参加するセミナーや学習会等でコピーして使用する場合は、著作権者の許**諾が必要**となる。

法令、条例、通達、判決などは著作権がないので自由に引用できる。また、国や地方公共団体の機関が公表している広報資料、統計資料、白書等については、承諾なしに説明の材料として転載することができる。転載した場合には、出典を明らかにする配慮は必要である。

なお、公表された著作物は、正当な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他引用の目的が正当な範囲内において、出典、出所、著作者名などを明記することによって引用することができる。ただし、自らの著述部分が「主」であり、引用部分はあくまでも「従」でなくてはならない。

- 1. 宅地建物取引業者でないFPは、土地・建物の売買や貸借の代理・媒介は行えない。
- 2. 新聞、雑誌等の記述を不特定多数の場でコピーして使用する場合は著作権者の許諾が 必要。
 - ・家庭内など限られた範囲内でコピーする場合は私的使用目的として認められる。
 - ・法令、条例、通達、判決などは著作権がないので自由に引用できる。
 - ・国や地方公共団体が発行する統計資料や白書などは、一般に承諾なしに転載できる。

8. 金融商品取引法(投資助言·代理業)

投資助言・代理業とは、①有価証券や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言、②投資顧問契約または投資一任契約の締結の代理または媒介、などの業務をいう。

投資助言業務は、金融商品取引法に規定されるもので、投資顧問契約を「当事者の一方が相手方に対し、口頭、文書、その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する契約」と定義し、当該投資顧問契約に基づいて行う業務を投資助言業務としている。

助言とは、有価証券や金融商品の価値、対価の額、指標等を分析し、投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数および価格、売買の別および方法と時期などの判断に係る助言をいう。

また、投資助言業務を行う者は、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を負い、 顧客の利益を損なうような助言、信用を失墜させるような助言が禁止される。さら に、顧客を相手方とする有価証券の売買等の禁止、金銭・有価証券等の預託の受入 れ等の禁止、金銭・有価証券の貸付けの禁止などが投資助言業務の特則として規定 されている。

したがって、投資助言・代理業(投資助言業)の登録を行っていない者は、有価証券や金融商品等の投資について相談を受け、「いつ、いかなる量で、どのような投資をすればよいか」などの助言を行うことはできない。ただし、有価証券や金融商品等の価値や投資判断の前提となる企業業績、過去の騰落率、高値・安値などの基礎資料等の紹介などは、投資判断の助言には該当しないとされている。

投資助言業・代理業の登録を行っていないFPは、IR等の基礎資料や関連雑誌等の紹介にとどめておくことが必要となる。もし、未登録のFPが投資顧問契約を締結して金融資産の運用や投資等について助言等を行ったり、投資一任契約を締結して一任運用を行ったりすると金融商品取引法違反に問われ、懲役・罰金等の刑罰に処せられる。

9. 金融サービスの提供に関する法律(旧:金融商品販売法)

「金融サービスの提供に関する法律(金融サービス提供法)」は、金融商品販売 法を改称した法律で、金融商品販売に際しての重要事項等の説明義務や賠償責任等 の顧客保護の規定に加え、金融サービス仲介業等に係る規定を設けている。

- 1. 投資助言・代理業(投資助言業)の登録をしていない FPが、投資顧問契約を締結したり、投資判断の助言を行うと金融商品取引法に抵触する。
 - ・投資判断の前提となる、景気動向や過去の安値・高値、騰落率などの基礎資料を伝えることは投資助言業務にあたらない。

(1) 顧客の保護に関する規定

金融商品販売業者に勧誘方針を策定して公表することを義務付けるとともに、顧客が個人であるか法人であるかを問わず、金融商品の販売に際しては重要事項等の説明義務を課し、説明義務を怠った場合に損害が生じたときは、元本欠損額を損害額と推定すると明記し、金融商品販売業者に無過失の賠償責任を課している。

1) 対象となる金融商品

預貯金、定期積金、国債、地方債、社債、株式、投資信託、金銭信託、保険・ 共済、抵当証券、外国為替証拠金取引(FX取引)、集団的投資スキーム持分、 様々なデリバティブ取引、有価証券オプション取引、海外商品先物取引など幅広 い金融商品が対象とされる。なお、商品先物取引(国内)は適用から除外される。

2) 販売業者の説明義務

金融商品販売業者は、金融商品の販売に際しては、顧客の知識、経験、財産の 状況、金融商品取引契約をする目的に照らして不適当な勧誘を行ってはならない という**適合性の原則**に従うことや金融商品が有するリスク等についての説明義務 を負う。また、不確実な事項について断定的判断を提供したり、または確実であ ると誤認させるおそれがあることを告げるなどの行為は禁止されている。

なお、顧客が説明を要しない旨を表明したとき、顧客がプロとして政令で定め る者である場合は説明義務を負わない。

図表1-88

リスクについて ① 元本割れのおそれがあること ② 当初元本を超える損失が生ずるおそれがあること ③ 市場リスク、信用リスクなどについての具体的な説明 ④ 取引の仕組みのうち、重要な部分 ・権利の内容や顧客が負うことになる義務の内容 ・デリバティブ取引の仕組みなど 権利行使期間や 解約期間の制限 の制限や解約期間の制限については、権利を行使できる期間 の制限や解約期間の制限についての説明

- (注1) 説明義務を負う業者には、取次・媒介・代理も含まれる。
- (注2) ゴルフ会員権やリゾート会員権などは、本来はサービスそのものの利用を 目的としているため金融サービス提供法の対象とはならない。

- 1. 金融サービス提供法は、金融商品の販売に際し、重要事項の説明を怠って顧客に損失が生じた場合、元本欠損額を損害額と推定し、金融商品販売業者に無過失の賠償責任を課すもの。
 - ・説明がなかったことや断定的判断の提供があったことの立証責任は消費者が負う。
 - ・顧客が説明を要しないと意思表示した場合は、説明義務を負わない。

3) 損害賠償の請求

重要事項の説明義務違反や断定的判断の提供によって損害を被った場合、販売業者に損害賠償請求ができる。この場合、元本欠損額が損害額と推定されるが、説明義務違反があったことや断定的判断の提供があったことの立証責任は消費者が負う。

4) 時 効

損害あるいは加害者を知ったときから3年間、または、不法行為を受けた時から20年を経過したときは時効が成立する。

(2)金融サービス仲介業

金融サービス仲介業とは、1つの登録を受けることで、銀行・証券・保険のすべての分野のサービスをワンストップで仲介できる業務をいう。特定の金融機関への所属は不要であり、高度な説明を必要としない預金、住宅ローン、国債、上場株式、投資信託、保険などの取扱いが可能となっている。

- ・ 金融サービス仲介業を営むには内閣総理大臣への登録、保証金の供託等が必要
- ・ 顧客が求めた場合は、手数料や報酬等の情報開示が必要となる。
- ・ 仕組預金、デリバティブ、外貨建て保険など、高度に専門的な説明を要するサ ービスは除外される。

図表1-89・取扱いサービスのイメージ

	銀行	証 券	保険
取扱可能	普通預金 住宅ローン	国債、上場株 投資信託	傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ	変額、外貨建

(出典:金融庁資料)

10. 消費者契約法

消費者契約法は、消費者と事業者との間のすべての契約に適用される。本法における消費者とは「個人」とされるため、個人事業者間の契約、消費者間の契約は適用除外となる。

消費者が事業者と契約を結ぶ過程で、消費者の<mark>誤認や困惑</mark>などを引き起こすような不適切な行為があれば<mark>契約の申込みや承諾を取り消す</mark>ことができる。また、契約条項において消費者の利益を一方的に害するような条項は無効とされる。なお、事業者の違反行為に対する罰則規定は設けられていない。

- 1. 金融サービス仲介業とは、1つの登録を受けることで、銀行・証券·保険のすべての分野をワンストップで仲介できる業務のこと。
 - ・内閣総理大臣への登録、保証金の供託などが必要。

1) 契約の申込みまたはその承諾の取消ができるとき

図表1-90

① 重要事項の	重要事項(消費者が契約するか否かの意思決定に影響を受け
不実告知	る事項) について事実と異なることを告げた場合
② 過量販売	消費者契約の目的となるものの分量、回数または期間等が、 消費者にとって通常の分量等を著しく超えるものであること を事業者が知っていた場合
③ 断定的判断の	将来の得られる利益等が不確実であるにもかかわらず、確実
提供	であるかのように勧誘した場合
④ 不利益事実の	重要事項について消費者の利益となる事実を告げたにもかか
故意の不告知	わらず、不利益となる事実を故意に告げなかった場合
⑤ 不退去·	消費者の退去要請にもかかわらず事業者が退去しなかったとき、消費者が退去を希望したにもかかわらず、事業者が退去
退去妨害	させなかったときなど

2) 契約書において無効となる条項(抜粋)

消費者の利益を不当に害する一定条項の全部または一部が無効となる。

- 例) ・事業者の損害賠償責任の全部を免除する条項や事業者の故意または重過 失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項
 - ・平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項 (結婚式場の高額キャンセル料、解約時に支払済金銭を返さないなど)
 - ・消費者の解除権を放棄させる条項
 - ・消費者の契約解除に伴い事業者に生じる平均的な損害の額を超える部分
 - ・遅延損害金、未払い損害金に課される金利のうち年14.6%を超える部分

契約・申込みの取消ができる時期

追認をすることができるときから1年を経過したとき、または、契約締結のと きから5年を経過したときは時効となる。

4) 事業者と消費者の努力義務

事業者は、勧誘に際しては、契約の目的物の性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で、必要な情報を提供することが求められる。消費者は、契約締結に際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費契約の内容について理解することが求められる。

- 1. 消費者契約法は、事業者とのすべての契約が対象。重要事項の不実告知、不利益事実の故意の不告知、断定的判断の提供、不退去等により成した契約や承諾は取り消すことができる。
 - ・契約条項において消費者の利益を一方的に害する条項は無効とされる。
 - ・事業者に対する罰則規定はない。
 - 時効は追認することができるときから1年、または契約から5年。

11. 特定商取引法

「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引(マルチ商法)、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引(内職商法)、訪問購入に関して、事業者が守るべきルールや消費者保護のルールを定めている。

(1) クーリング・オフのチェックポイント

クーリング・オフとは、消費者が契約を申し込んだり契約を締結した後、一定期間内であれば無条件で契約申込みの撤回または解除ができる制度で、原則としてすべての商品や役務が規制対象となり、クーリング・オフになじまない一部の例外的商品や役務を規制の対象から除外する方式がとられている。なお、通信販売にクーリング・オフの制度はない。

クーリング・オフの行使期間は、<mark>契約書面の受領日から8日以内</mark>(内職商法やマルチ商法は20日以内)に書面または電磁的記録(FAXや電子メールなど)により通知する必要があるが、特定継続的役務提供契約に区分される次の6つの契約については、クーリング・オフ期間経過後であっても、役務の提供を受けていない部分については中途解約権が保証される。また、中途解約に伴う違約金にも上限が設けられている。

- ① 業種:エステティックサロン、外国語教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、 結婚相手紹介サービス
- ② 条件:契約期間が2ヵ月(エステは1ヵ月)を超え、かつ、契約金額が5万円 を超えていること

(2)消費者保護のための規制

過量販売の禁止、契約を締結しない旨の意思表示をした者への勧誘の禁止、クレジット業者の支払能力を超える与信の禁止を規定している。

訪問販売による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や過量販売で解除 される場合、個別クレジット契約も解約となり、消費者はすでに支払っているお金 の返還を請求することができる。

また、訪問販売におけるクーリング・オフがあった場合、仮に商品を使用していた場合でも、事業者はその対価を原則請求できない旨を規定している。

- 1. クーリング・オフは無条件で契約を撤回することができる制度。原則、契約日から8日以内に書面または電磁的記録(FAXや電子メールなど)での通知が必要。
 - ・通信販売にクーリング・オフの制度はない。

(3) 訪問購入の規制

原則としてすべての物品を規制対象とし、訪問購入に係る消費者トラブル等のおそれがないと認められる物品については政令で対象から除外する措置がとられる。

事業者は、訪問購入に際し、事業者名や勧誘目的を明示し、勧誘の意思を確認する義務を課し、契約を締結しない意思表示をした者への再勧誘を禁止している。

図表1-91・参考 / 特定商取引法によるクーリング・オフと消費者契約法による契約取消権との違い

	クーリング・オフ	消費者契約法による契約取消権
対象取引等	訪問販売、訪問購入 電話勧誘販売、連鎖販売取引 継続的役務提供契約 業務提供誘引販売取引	消費者と事業者との契約のすべて
適用対象	一部の例外を除き、原則として すべての商品、役務を対象	すべての物品・サービス
行 使 期 間	契約書面を受け取って8日以内 内職・マルチ商法は20日以内	追認できる時から1年以内 契約から5年以内
行使の理由	理由は不要	理由が限られる ・不実の告知、断定的判断の提供 ・不利益事実の故意の不告知 ・不退去、退去妨害
行使方法	書面または電磁的記録(電子メール、FAX等)により通知	特に定めはないが、できるだけ書 面により通知

12. 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)

個人情報保護法は、個人情報の適切な取扱いに関し、国や地方公共団体、個人情報を取り扱う事業者が順守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(1)個人情報とは

個人情報とは、**生存する個人に関する情報**で、「**特定の個人を識別**することができる情報」と定義されている。代表的な個人情報は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどであるが、単独では個人の識別ができない顧客コードや社員コードなど、「他の情報(顧客台帳など)と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」も個人情報に含まれる。

- 1. 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、適正な情報管理等の義務を課す。
 - ・個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、基礎年金番号、個人番号など特定の個人を識別できる情報のこと。
 - ・取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報保護法が適用される。
 - ・個人情報は、その利用目的を特定して収集し、その利用目的の範囲内で取り扱う。

そのほかにも、防犯カメラに記録された情報や電話による会話を録音したデータなどで本人が識別できるもの、官報、電話帳、職員録、新聞、ホームページ、SNSなどで公にされている特定の個人を識別できる情報、さらに旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、各種保険証番号などの公的な番号なども個人情報に該当する。

(2) 個人情報取扱事業者

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」を事業の用に供し、個人情報によって識別される特定の個人データを有する民間の事業者をいう。取り扱う個人情報の件数にかかわらず個人情報保護法が適用される。

(3) 個人情報取扱事業者の義務等

個人情報取扱事業者には次のような義務が課せられる。

- ① 個人情報は適正な方法で取得し、あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の範囲内で取り扱うこと。
- ② 本人の同意なしに目的以外に利用しないこと(目的以外に利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得ること)。
- ③ 要配慮情報 (注) は本人の同意を得て取得すること。また、本人同意を得ない 第三者提供の特例 (オプトアウト) は禁止されている。
 - (注)人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者情報、身体・知的・ 精神などに障害があること、健康診断その他の検査結果などの情報のこと
- ④ あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に個人データを提供してはならない こと。税務調査等に協力する場合は、本人の同意は不要である。
- ⑤ 保有個人データは本人の求めに応じて開示、訂正、利用停止を行うこと。

(4)個人情報保護委員会

特定の個人情報の監視・監督に関する事務を行う機関として個人情報保護委員会が設けられている。保護委員会は、行政機関や事業者等、特定個人情報の取扱者に対して必要な指導、助言や報告徴収、立入検査を行い、法令違反があった場合には勧告・命令等を行う役割を担う。

1) 罰則規定

- ① 委員会の命令に違反した場合:1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ② 委員会に虚偽の報告をした場合:50万円以下の罰金

13. 預金者保護法

「偽造・盗難カード預貯金者保護法」は、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害を補償することを、預金等を取り扱うすべての金融機関に義務付けるもので、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、ゆうちょ銀行などの金融機関が対象となる。補償されるのは、偽造・盗難カードによるATMからの預金の払出しや借入れによる被害であるが、預金者に過失がある場合には、一部または全額補償されないことがある。

なお、盗難通帳やインターネットバンキングによる被害は同法の適用外(補償対象外)であるが、全国銀行協会は、預金者保護法に準じる被害補償の自主ルールを 策定している。

図表1-92・被害に対する金融機関の補償割合

過失の程度	偽造カード	盗難カード
重過失	補償なし	補償なし
軽過失	人 哲·培·哈	75%補償
無過失	全額補償	全額補償

盗難通帳	インターネット バンキング
補償なし	金融機関が補償
75%補償	割合を判断
全額補償	全額補償

預金者に過失があったかどうかの立証責任は金融機関側が負う。また、預金者が被害の補てんを請求するには、速やかに金融機関に通知し、求めに応じ遅滞なく金融機関に対し十分な説明を行い、そして捜査機関へ届け出ることが要件となっている。通知が遅れたことに関して特別の事情を証明しない限り、金融機関へ通知した日からさかのぼって30日前までの不正払出しが補償対象となる。

1) 過失の程度

重過失は、暗証番号を他人に故意に教える、カードの券面に暗証番号を書き込ま、カードや通帳を他人に渡すなどの行為が該当する。

軽過失は、誕生日や自宅の電話番号を暗証番号に使い、金融機関からの変更の要請に応じない、印鑑と通帳を同じ引き出しに保管するなどの行為が該当する。

14. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行うために、 国民全員に固有の番号を割り当てる制度で、マイナンバー(制度)とも呼ばれる。

(1) 個人番号カードとは

表面に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面に12桁の個人番号が記載されたICチップ付のカードで、個人番号を記載した公的書類等を提出する際の本人確認に使用される。一般の身分証明書としても利用することができる。

1) 制度の利用範囲等(抜粋)

社会保障・税・災害対策の分野で利用されているが、将来的には利用範囲が拡大される。

社会保障分野では、各種の請求手続き等に必要な住民票や課税証明書、被保険 者資格喪失証明書などの添付書類を省略することができる。現在は、事前登録に よりマイナンバーカードを健康保険証として利用できるが、2024年12月以降は、 現在の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化する予定である。

税の分野では、会社員等が年末調整で配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合、勤務先に対象者の個人番号を届け出ておく必要がある。また、NISA口座等非課税口座の開設などに際しては、個人番号の提供が必須となる。

災害対策分野では、災害時要援護者リストの作成や災害時の本人確認、被災者 生活支援金の支給事務などで利用される。

2) 情報提供等記録開示システム(マイナ・ポータル)

自分専用のマイナ・ポータルに接続すれば、行政機関が個人番号の付いた自分 の個人情報をいつ、どことやり取りしたのかの記録を確認することができる。

また、行政機関が保有する自分に関する情報を確認できるほか、自分に対して 必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認することができる。

(2) 法人番号

法人番号は13桁の番号で1法人1番号が指定され、一定の法人に対して国税庁から本店所在地に通知書が送付されている。

法人番号は個人番号と異なり、原則としてインターネット(法人番号の公表サイト)を通じて3情報(商号または名称・本店所在地・法人番号)が公表されている。

過去問題演習 -14

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理や関連法規に照らし、最も適切なものはどれか。

- 1. 顧客から住宅ローンについて相談を受けたFPのAさんは、顧客から預かった給与所得の源泉徴収票のコピーを、顧客に紹介する予定の不動産会社の担当者に顧客の同意を得ないまま渡した。
- 2. 顧客から外貨預金での資金運用について相談を受けたFPのBさんは、 円安ドル高がこの先ずっと続くため、円預金の大半をドル預金に移すべ きだとアドバイスをした。
- 3. 顧客から老後に受け取ることができる年金について相談を受けたFPの Cさんは、社会保険労務士の資格を有していないものの、顧客の「ねん きん定期便」に記載されている年金見込額を用いて、繰り下げた場合の 年金受給額を試算した。
- 4. 顧客から所得税の確定申告について相談を受けたFPのDさんは、税理 士の資格を有していないものの、顧客の要望に応じて確定申告書の作成 を代行した。

2301